

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【事業年度】	第77期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	アイダエンジニアリング株式会社
【英訳名】	AIDA ENGINEERING, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 会田 仁一
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
【電話番号】	042(772)5231（大代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 副本部長 増田 健
【最寄りの連絡場所】	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
【電話番号】	042(772)5231（大代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 副本部長 増田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第73期 平成20年3月	第74期 平成21年3月	第75期 平成22年3月	第76期 平成23年3月	第77期 平成24年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	64,513	60,675	34,898	40,989	52,240
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	5,569	1,103	5,414	1,088	3,021
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	3,585	810	12,090	1,228	2,842
包括利益 (百万円)	-	-	-	1,120	2,635
純資産額 (百万円)	61,326	57,869	45,706	45,216	47,472
総資産額 (百万円)	85,036	74,796	63,867	67,342	71,300
1株当たり純資産額 (円)	911.28	905.90	715.08	745.19	781.51
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 () (円)	50.27	12.41	189.36	19.44	46.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	49.32	12.40	-	19.42	46.86
自己資本比率 (%)	72.1	77.3	71.5	67.0	66.5
自己資本利益率 (%)	5.7	1.4	23.4	2.7	6.1
株価収益率 (倍)	12.45	22.40	-	19.24	10.15
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,103	2,475	4,857	2,359	8,749
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	0	3,985	294	1,253	1,231
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,162	3,599	309	1,029	35
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	7,420	9,859	14,580	9,569	17,129
従業員数 (名)	1,610	1,629	1,507	1,478	1,566

回次	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	47,111	43,458	24,719	30,315	33,777
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	3,669	278	2,412	303	1,904
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	2,125	104	15,726	556	2,073
資本金 (百万円)	7,831	7,831	7,831	7,831	7,831
発行済株式総数 (株)	79,147,321	79,147,321	79,147,321	79,147,321	79,147,321
純資産額 (百万円)	57,209	54,309	38,895	38,156	40,017
総資産額 (百万円)	72,134	62,834	49,017	50,759	54,658
1株当たり純資産額 (円)	850.10	850.14	608.40	628.66	658.62
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	15.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	6.00 (-)	14.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 (円)	29.80	1.60	246.31	8.80	34.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	29.24	1.60	-	8.79	34.18
自己資本比率 (%)	79.3	86.4	79.2	75.0	73.1
自己資本利益率 (%)	3.6	0.2	33.8	1.4	5.3
株価収益率 (倍)	21.01	173.95	-	42.50	13.91
配当性向 (%)	50.34	312.85	-	68.18	40.92
従業員数 (名)	800	829	755	717	699

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第75期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
大正6年3月	故会田陽啓が東京墨田区にプレス機械製造を業とする個人経営の「会田鉄工所」を興し創業する。
昭和12年3月	「株式会社会田鉄工所」（資本金20万円）に改組。
34年11月	神奈川県相模原市に工場を新設。（現本社・相模工場）
37年6月	東京証券取引所市場第二部に上場。
39年9月	本社および亀戸工場を相模原市に移転・統合し、加えて試作工場およびクラッチ工場を新設。
44年9月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
45年7月	当社商号を「アイダエンジニアリング株式会社」に変更。
46年8月	東京・大阪証券取引所市場第一部に昇格。
47年10月	シカゴ出張所を分離して「アイダエンジニアリング(U.S.A.), INC.」を設立。
49年8月	津久井工場（神奈川県津久井郡津久井町（現 相模原市））を新設。
54年6月	「アイダエンジニアリング(U.S.A.), INC.」を吸収合併して「アイダエンジニアリング, INC.」を設立。
60年4月	カナダに「アイダカナダ, INC.」を設立。（現・連結子会社）
平成元年5月	シンガポールに「アイダスタンピングテクノロジーPTE.LTD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年4月にアイダグレイターアジアPTE.LTD.に社名変更。）
4年4月	石川県金沢市に「株式会社アクセス」を設立。（現・連結子会社）
4年9月	神奈川県相模原市に「株式会社エーピーシー」を設立。（現・連結子会社）
5年3月	香港に「アイダアジアLTD.」（のちに「アイダホンコンLTD.」に社名変更）を設立。（現・連結子会社）
6年4月	マレーシアに「アイダスタンピングテクノロジー(マレーシア)SDN.BHD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にアイダマレーシアSDN.BHD.に社名変更。）
7年4月	米国に「アイダデイトンテクノロジー CORP.」を設立。（現・連結子会社） （なお「アイダデイトンテクノロジー CORP.」は、平成7年9月に「アイダエンジニアリング, INC.」を吸収合併。また、平成16年10月に「アイダアメリカ CORP.」に社名変更。）
7年9月	マレーシアに「アイダマニュファクチャリング(マレーシア)SDN. BHD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年4月にアイダエンジニアリング(M)SDN.BHD.に社名変更。）
7年11月	石川県松任市（現 白山市）に松任工場を新設。
9年5月	タイに「アイダスタンピングテクノロジー(タイランド)CO.,LTD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にアイダ(タイランド)CO.,LTD.に社名変更。）
14年6月	中国に「会田工程技术(上海)有限公司」を設立。（現・連結子会社）（なお、平成20年8月に「会田工程技术有限公司」に社名変更。）
16年6月	ドイツに「コプレス GmbH」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成17年11月に「アイダプレッセン GmbH」に社名変更。）
16年7月	イタリアに「アイダ S.r.l.」を設立。（現・連結子会社）
16年10月	「アイダ S.r.l.」はイタリアのプレス機械メーカーであったMANZONI GROUP S.p.A.社のプレス機械製造・販売事業の一部を譲受。
17年8月	ブラジルに「アイダ do ブラジル」を設立。（現・連結子会社）
17年10月	インドネシアに「PT アイダ スタンピングテクノロジー インドネシア」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にPT.アイダインドネシアに社名変更。）
19年11月	インドに「アイダ スタンピングテクノロジー(インド)PVT. LTD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にアイダインドネシアPVT.LTD.に社名変更。）
21年2月	メキシコに「アイダ エンジニアリングDE メキシコ, S. DE R.L. DE C.V」を設立。（現・連結子会社）
22年8月	中国に「会田鍛压机床(南通)有限公司」を設立。（現・連結子会社）（なお、平成23年11月に「会田鍛压机床有限公司」に社名変更。）
23年6月	ベトナムに「アイダベトナム CO., LTD.」を設立。（現・連結子会社）
23年12月	モロッコに「アイダモロッコ Sarl」を設立。（現・連結子会社）
24年2月	ロシアに「000アイダ」を設立。（現・非連結子会社）

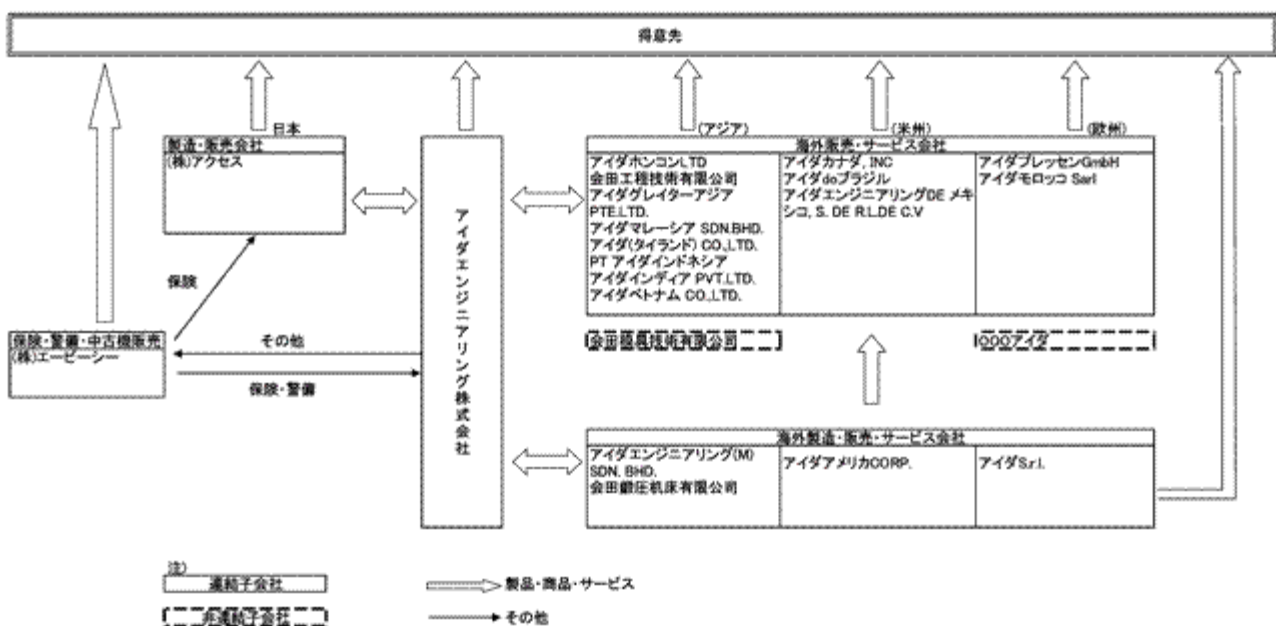
3【事業の内容】

当社グループ（当社及び国内・海外子会社）は、金属加工機械のうちプレス機械を主力とする鍛圧機械ならびにそれらに付帯するプレス加工自動化のための各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業として、当社、連結子会社19社（国内製造会社1社、国内商社会社1社ならびに海外製造・販売・サービス会社17社）及び非連結子会社2社（海外販売及びサービス会社）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社グループの事業に係わる位置づけを示すと、以下のとおりであります。

セグメント	事業内容	会社名
日本	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダエンジニアリング(株)
		製造・販売 (株)アクセス
	その他	保険・警備・中古機販売 (株)エーピーシー
アジア	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダエンジニアリング(M) SDN. BHD. 会田鍛压机床有限公司
		販売・サービス アイダホンコン LTD. 会田工程技術有限公司 アイダグレーターアジア PTE. LTD. アイダマレーシア SDN. BHD. アイダ(タイランド) CO., LTD. PT アイダインドネシア アイダインドニア PVT. LTD. アイダベトナム CO., LTD. 会田模具技術有限公司（非連結子会社）
米州	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダアメリカ CORP.
		販売・サービス アイダカナダ, INC. アイダエンジニアリング DE メキシコ, S. DE R.L. DE C. V アイダ do ブラジル
欧州	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダ S.r.l.
		販売・サービス アイダプレッセン GmbH アイダモロッコ Sarl 000アイダ（非連結子会社）

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)アクセス	石川県 白山市	50	プレス機械	100	当社グループ製品に使用する制御関係部品及び自動装置等の設計・製造・販売。 なお、当社より土地・建物・機械装置を賃借している。 役員の兼任2名
(株)エービーシー	神奈川県 相模原市緑区	20	その他	100	保険、警備及び中古機械の販売 役員の兼任1名
アイダホンコンLTD.	香港	千香港ドル 660	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
アイダグレイター アジアPTE. LTD.	シンガポール	千シンガポ ールドル 300	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダマレーシアSDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	千マレーシア リンギット 300	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
アイダベトナムCO., LTD.	ベトナム ハノイ市	千米ドル 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダ(タイランド) CO., LTD.	タイ サムット プラカーン県	千タイバーツ 5,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
PT アイダインドネシア	インドネシア ブカシ市	千米ドル 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダインドディアPVT. LTD.	インド ハリヤーナー州	千インドルピー 4,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	千マレーシア リンギット 64,842	プレス機械・ サービス	100 (45.7)	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
会田工程技术有限公司	中国 上海市	千人民元 168,857	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
会田鍛压机床有限公司	中国 江蘇省 南通市	千人民元 111,547	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
アイダアメリカCORP.	米国 オハイオ州	千米ドル 42,102	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
アイダカナダ, INC.	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 20	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダエンジニア リング DE メキシコ S. DE R.L. DE C. V	メキシコ ヌエボ レオン州	千メキシコペソ 3	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダ do ブラジル	ブラジル サンパウロ市	千リアル 582	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダS.r.l.	イタリア プレシア市	千ユーロ 24,000	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
アイダブレッセン GmbH	ドイツ ボーネン市	千ユーロ 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダモロッコSarl	モロッコ タンジェ市	千ユーロ 10	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし

(注) 1 (株)アクセス、アイダアメリカCORP.、アイダエンジニアリング(M)SDN. BHD.、アイダS.r.l.、会田工程技术有限公司、会田鍛压机床有限公司及びアイダホンコンLTD. は特定子会社に該当しております。

2 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 「主要な事業の内容」欄には、事業部門区分の名称を記載しております。

4 「議決権の所有割合」の(内書)は間接所有割合であります。

5 アイダS.r.l.については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメント情報の「欧州」の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

- 6 アイダアメリカCORP.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメント情報の「米州」の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 7 アイダホンコンLTD.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	5,641百万円
	(2) 経常利益	173百万円
	(3) 当期純利益	153百万円
	(4) 純資産額	2,683百万円
	(5) 総資産額	5,572百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成24年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	764
アジア	398
米州	93
欧州	311
合計	1,566

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

(平成24年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
699	40.2	15.0	6,129

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、アイダエンジニアリング労働組合(平成24年3月31日現在 組合員数559人)が組織されており、上部団体には加入しておりません。なお、労使関係は安定しており特記事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、欧州債務危機の影響等による景気減速の懸念を抱えつつも、全般的には緩やかな回復基調を維持した状態で推移しました。国内経済については、震災及び急激な円高により大きな打撃を受けましたが、サプライチェーンの復旧も進み、景気は回復基調を辿ってまいりました。

鍛圧機械製造業界におきましては、円高が長期化する状況ではありましたが、国内向け受注では自動車関連向けが増加し、また海外向け受注では米州および東南アジア向けが大幅に増加した結果、当連結会計年度の受注は前年度比17.9%増の180,582百万円（（社）日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

このような状況下、当社グループは平成23年度を第1年次とする中期経営基本計画（3ヵ年計画）を策定し、『「成形システムビルダとしての革新」と「グローバル企業としての持続的成長」をバランスよく実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』をスローガンとして掲げ、重点施策である「顧客の創造」および「付加価値の拡大」に取り組んでまいりました。当連結会計年度は、中国での新工場立ち上げおよびマレーシアでの工場増築等、需要拡大が続くアジアでの生産能力を増強し、商品開発においては、サーボ技術の更なる進化に注力し、「DSF-Pシリーズ」の商品化等サーボプレスラインナップの強化に努めてまいりました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度の受注高は、新規ユーザーを含め日系および欧州の自動車向けが増加し58,021百万円（前連結会計年度比21.1%増）となり、売上高は、日本、米州、欧州での自動車向けの増加等により52,240百万円（同27.4%増）となりました。利益面におきましては、増収効果等により営業利益は2,221百万円（同52.0%増）、経常利益は養老保険満期償還益の計上等もあり3,021百万円（同177.5%増）、当期純利益は2,842百万円（同131.5%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

- 日本：自動車関連向けの需要が好調に推移し、売上高は34,577百万円（前連結会計年度比11.5%増）となり、増収効果、操業度向上による売上総利益率改善等によりセグメント利益は1,294百万円（同61.9%増）となりました。
- アジア：東南アジア地域でのプレス機械販売、サービス売上が好調に推移し、売上高は13,490百万円（前連結会計年度比6.8%増）、増収効果、売上総利益率改善等によりセグメント利益は880百万円（同31.0%増）となりました。
- 米州：自動車関連向けのプレス機械販売が大幅に増加し、売上高は9,434百万円（前連結会計年度比84.7%増）となりました。損益面では、増収効果によりセグメント利益は352百万円（同77.5%増）となりました。
- 欧州：大型案件を含む自動車関連業界向けの販売、サービス売上の増加等により、売上高は12,959百万円（前連結会計年度比100.6%増）となりましたが、原価率悪化および経費の増加によりセグメント損失は405百万円（前連結会計年度はセグメント利益32百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前連結会計年度末と比べ7,560百万円増加し、17,129百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により取得した資金は8,749百万円（前連結会計年度は2,359百万円の支出）となりました。主な要因は、収入として税金等調整前当期純利益2,922百万円、減価償却費1,378百万円、売上債権の減少1,616百万円、仕入債務の増加910百万円であります。

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は1,231百万円（前連結会計年度は1,253百万円の支出）となりました。主な要因は、収入として有形固定資産の売却852百万円、支出として有形固定資産の取得による支出2,140百万円であります。

(ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により取得した資金は35百万円（前連結会計年度は1,029百万円の支出）となりました。主な要因は、収入として短期借入れによる収入545百万円、支出として配当金の支払額382百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、主に鍛圧機械とこれに付帯する装置等を製造・販売しております。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
日本	25,632	5.2
アジア	5,008	2.5
米州	931	127.5
欧州	5,821	5.6
合計	37,393	1.2

- (注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
日本	23,993	29.1	12,842	41.3
アジア	14,020	6.0	8,003	20.7
米州	7,667	3.6	6,128	14.5
欧州	12,340	91.0	9,304	22.3
合計	58,021	21.1	36,278	19.0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
日本	20,241	13.1
アジア	12,646	2.9
米州	8,705	78.7
欧州	10,646	79.4
合計	52,240	27.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 売上割合が10%以上の主要な販売先がありませんので、相手先別の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容等

新興国を主体に自動車関連向けの設備投資が堅調に推移する等、受注は増加傾向となっております。しかし、新興国経済については今後の成長鈍化が懸念され、欧州債務問題についても事態の長期化等が見込まれる中、景気の先行きは不透明な状況にあります。加えて、国内については円高の長期化や電力不足も危惧される等、当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しい状況が見込まれます。

こうした状況において、当社グループは中期経営基本計画の各施策を着実に実行し、更なる事業基盤の強化、収益の確保に取り組んでまいります。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われ

よ
うとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様
の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の
経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解
が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主
の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然
大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期
間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが
不

可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買
付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係につ
いての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を
検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意
見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の
当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当
社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取
締役に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきで
あると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認
められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもない
とは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的
なルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えておりま
す。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配
に関する基本方針」といいます。）

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取 組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記3)に記載しているもののほか、
以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」こ
とを企業理念として掲げております。

当社グループはこの企業理念を具現化するために、成形システムを活用する顧客のニーズにきめ細かく対応する
技術開発・商品開発に注力しております。また当社グループが保有する財産を効率よく活用するため、国内外に
子会社等を適宜配置して連結収益の増大を重視した企業活動を展開することにより、企業価値・株主価値の向上
を目指しております。特に国内4ヶ所に生産拠点を展開すると同時に、北米（米国）、欧州（イタリア）、アジ
ア（マレーシア、中国）の海外主要市場にも生産拠点を設けてグローバル規模で販売・生産・サービス活動を積
極的に行い、国内外の顧客に対して、安全で質の高い商品・サービスを適宜提供できる体制を敷いており、中長
期的に成形システム分野で「トップランナー」となることを経営戦略の柱としております。

平成23年度より開始した新中期経営基本計画においては、以下のスローガンを掲げております。

『「成形システムビルダとしての革新」と「グローバル企業としての持続的成長」をバランスよく
実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』

このスローガンを実現するため、以下の重点施策を実行してまいります。

1. 顧客の創造
 - ・ 成長市場への傾注
 - ・ 新機軸商品の拡充
2. 付加価値の拡大
 - ・ 強い商品、高収益事業への傾注
 - ・ 生産性の向上

これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の向上を目指しています。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決議し、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

本対応方針の詳細につきましては、平成22年5月13日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

注1：「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）、又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：「議決権割合」とは、(i) 特定株主グループが注1の(i)の記載に該当する場合は、(ア) 当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と(イ) 当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、(ア)と(イ)の合算において、(ア)と(イ)との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）、又は(ii) 特定株主グループが注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計、をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

大規模買付ルールの必要性

上記1)記載のとおり、当社としましては、大規模買付行為に際しては、大規模買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

なお、当社には、平成24年3月31日現在で7,515名の株主があり、そのほとんどが個人株主の方々であります。当社は、独立系の企業であることから特定の大株主はおりません。

大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を事前に提供し、(ii)当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会による検討、評価及び意見形成のため必要な範囲で追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。

- () 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- () 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含み、特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます。）
- () 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付行為完了後に意図又は想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針（事業計画（既存事業の再編計画、新規事業計画、設備投資計画を含みます。）、財務計画、資本政策、配当政策、労務政策、資産活用策等、その経営方針を具体的に実現するための施策に加え、大規模買付者自身の事業と当社及び当社グループの事業との統合・連携や、大規模買付者と当社及び当社グループとの間の利益相反を回避するための具体的な措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます。）
- () 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係に関する方針
- () 大規模買付者が当社の事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、大規模買付行為の提案があった事実は、当該提案があった時点で速やかに開示し、また当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付行為が為された場合の対応方針

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、本対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、特別委員会の勧告を尊重した上で、後記（ロ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様に、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

注4：「濫用目的によるもの又は不適切なもの」とは、例えば、大規模買付者が、(i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、(ii)会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、(iii)会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、(iv)会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、(v)最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）、などを想定しています。

(ロ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。また、新株予約権の無償割当等に関しては、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

(八) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会運営規則に従い、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注5）の中から選任します。

本対応方針においては、上記3）（イ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、上記3）（ロ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を満たしておりますが、上記3）（イ）記載のとおり当社株主の皆様を守るために例外的に対抗措置をとる場合及び上記3）（ロ）記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、ます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとし、ます。

(二) 対抗措置の発動の中止等について

上記3）（イ）記載の例外的対抗措置をとること、又は上記3）（ロ）記載のとおりの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会、特別委員会に諮問し、その勧告を尊重したうえで、対抗措置の発動の中止又は変更を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、対抗措置の発動を中止するときは、(i)当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止し、(ii)新株予約権の無償割当後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当該新株予約権を無償取得します。

株主・投資家に与える影響等

(イ) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(ロ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することとする場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、上記3）（二）に基づいて当社取締役会が対抗措置としての新株予約権の発行の中止または当該新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたり株式の価値の希釈化は最終的に生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った

投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

本対応方針の有効期限、継続及び変更・廃止

本対応方針の有効期限は平成25年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、上記平成25年6月に開催される予定の当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合、上記有効期限は同様に更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定した場合であっても、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の整備等や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ本対応方針の随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更又は廃止を行うことがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記1)記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（国際的活動及び海外進出について）

当社グループの生産及び販売活動は、日本のほか米州、欧州及びアジア等の各国地域で行われております。これらの海外市場への事業進出には、予期しない政策、法律または規制の変更、外国為替相場の大幅かつ急激な変動、テロ、疫病、戦争、その他の原因による社会的混乱等のリスクが内在しており、現地の状況によっては当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（製品の品質保証について）

当社グループは日本を含めた世界各国の工場で各国法令・基準等に準拠した当社の品質管理基準に従って各種製品を製造しております。しかし、すべての製品に欠陥がなく、将来的にリコールが発生しないという保証はありません。また製造物賠償責任については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を担保できるという保証はありません。さらに当社グループが引き続き製造物賠償責任保険に許容できる条件で加入できるとは限りません。大規模なリコールや製造物賠償責任につながる製品の欠陥が生じた場合、それらが多額のコストや当社グループの評価に影響を与え、その結果、売上が低下し、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（原材料仕入価格の変動について）

当社グループの製品群の主要原材料は鋼材を始めとする鉄鋼製品であり、それらに大幅な価格変動があった場合には、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（特定業種（自動車産業）への依存度が高いことについて）

当社グループにおける自動車産業向けの製品売上高は全体の3分の2を占めており、自動車業界の好不況の動向及びその設備投資動向は、当社グループの事業、業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

（競合等の影響について）

当社グループの主要製品である鍛圧機械においては、グローバル市場で同業他社との間に品質、価格、納期、サービス等において競合が生じています。当業界において供給過剰や需要の大幅な低下が生じて販売競争がさらに激化した場合、当社グループの業績に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（退職給付債務及び費用について）

当社グループの従業員退職給付債務及び費用は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、また前提条件が変更された場合、その影響は将来の会計期間にわたって償却するため、将来の会計期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼし、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（地震等による影響について）

当社の主力工場は、今後大地震の発生が予想される関東平野南部の神奈川県西北部に位置しており、これらの地域において大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループの生産及び業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループでは、当社の開発本部を中心に基幹商品の強靱化と基盤技術の確立及び次世代主力製品開発を基本方針に研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、909百万円であり、日本セグメントで計上しております。

当連結会計年度の研究開発活動の主なものは、次のとおりであります。

基幹商品の強化

- (1) サーボプレスのラインナップ「DSFシリーズ」に高精度なプログレッシブ加工、プランキング加工を可能にする「DSF - Pシリーズ」を開発、商品化
- (2) 大型サーボタンデムライン用の機体間搬送装置として、ツインアーム式の搬送装置を開発、商品化
- (3) サーボタンデムラインの性能を最大限に引出すツールとして、3次元シミュレーションシステムを開発
- (4) 高精度サーボダイクッションシリーズの機能性向上

新技術、基盤技術の開発

大型高トルクサーボモータのシリーズ化と高性能化

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の資産は前連結会計年度末に比べて3,958百万円増加し、71,300百万円となりました。主な増加要因は、現金及び預金の増加3,643百万円、有価証券の増加4,000百万円で、主な減少要因は、受取手形及び売掛金の減少2,415百万円、たな卸資産の減少1,200百万円であります。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べて1,702百万円増加し、23,828百万円となりました。主な増加要因は、未払金(流動、固定)の増加1,290百万円、買掛金の増加761百万円、その他の負債(流動、固定)の増加788百万円で、主な減少要因は、前受金の減少1,410百万円であります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて2,255百万円増加し、47,472百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加2,442百万円であります。この結果、当連結会計年度末の自己資本比率は66.5%となりました。

(2) 経営成績の分析

「第2 事業の状況、1 業績等の概要、(1)業績」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況、1 業績等の概要、(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額2,667百万円であります。

セグメントごとの設備投資の内訳及び主なものは、日本セグメントの展示機械製作・生産設備維持更新等に712百万円、アジアセグメントの中国南通工場新築及びマレーシア工場増築等に962百万円、生産設備機械増強等に804百万円であります。

重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース資 産	その他		合計
本社及び相模事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・販売・その他設備	2,054	849	2,018 (67)	558	89	5,570	464
津久井事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・サービス設備	703	746	500 (57)	278	49	2,279	111
下九沢事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・その他設備	241	85	96 (19)	-	1	426	-
白山事業所 (石川県白山市)	日本	生産設備	436	0	1,285 (24)	25	0	1,748	-
中部営業所 (愛知県安城市)	日本	販売・サービス設備	0	0	274 (1)	0	2	277	14
大阪営業所 (大阪府門真市)	日本	販売・サービス設備	19	0	27 (1)	0	0	48	9

(2) 在外子会社

子会社事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他		合計
アイダアメリカCORP. (米国 オハイオ州)	米州	生産・販売・その他設備	264	354	63 (194)	14	696	87
アイダS.r.l. (イタリア プレシア市)	欧州	生産・販売・その他設備	480	403	126 (16)	38	1,048	302
アイダエンジニアリング(M) SDN. BHD. (マレーシア ジョホール州)	アジア	生産・その他設備	579	394	- (-)	17	992	170
会田鍛圧机床有限公司 (中国 江蘇省 南通市)	アジア	生産・販売・その他設備	520	472	- (-)	19	1,013	80
会田工程技术有限公司 (中国 上海市)	アジア	販売・その他設備	-	18	- (-)	7	25	69

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」の主なものは、工具器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。

- 2 外部へ賃貸している主要な設備はありません。
- 3 白山事業所の設備は、連結子会社の㈱アクセスに賃貸しております。
- 4 下九沢事業所の設備の一部を連結子会社の㈱エーピーシーに賃貸しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
アイダS.r.l.	イタリア ブレシア市	欧州	工場増築	1,000	-	自己資金	平成24年 4月	平成25年 6 月

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,149,000
計	188,149,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	79,147,321	79,147,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	79,147,321	79,147,321	-	-

(注) 「提出日現在の発行数」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成15年6月27日定時株主総会決議に基づく平成16年1月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 149	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 388	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成25年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 388 資本組入額 194	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年2月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 528	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	56	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 563	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 563 資本組入額 282	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

平成17年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 918	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	93	94
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	918,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 725	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 725 資本組入額 363	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づく新株予約権
平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成19年9月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年9月27日 至平成49年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成48年9月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年9月27日から平成49年9月26日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成20年9月8日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 25,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年9月26日 至平成50年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 407 資本組入額 204	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成49年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年9月26日から平成50年9月25日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成21年9月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	59	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 59,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年9月26日 至平成51年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 254.49 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成50年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年9月26日から平成51年9月25日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年9月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年9月25日 至平成52年9月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 264.50 資本組入額 133	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成51年9月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年9月25日から平成52年9月24日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成23年9月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	49	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 49,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年9月30日 至平成53年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 348.40 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成52年9月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年9月30日から平成53年9月29日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成16年4月1日	-	79,147	-	7,831	10	12,425

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は次によるものであります。

平成16年4月1日

当社子会社の㈱エービーシーの中古プレス機械販売事業を会社分割し、同事業を当社に吸収したことに伴う
 資本準備金の増加

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	37	34	149	114	5	6,243	6,582	-
所有株式数 (単元)	-	279,364	7,419	59,624	108,696	37	335,408	790,548	92,521
所有株式数の割 合(%)	-	35.34	0.94	7.54	13.75	0.00	42.43	100.00	-

(注) 自己株式18,488,681株は、「金融機関」に33,970単元、「個人その他」に150,916単元、「単元未満株式の状況」
 に81株含まれております。また、自己株式数には資産管理サービス信託銀行㈱(信託E口)が所有する株式
 33,970単元を含めております。当該株式は、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、みずほ信託銀行㈱に信
 託され、資産管理サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、会計処理上、当社と一体として扱うこと
 から、自己株式数に含めるものであります。

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
第一生命保険(株)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	4,000	5.05
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,725	4.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,417	4.32
明治安田生命保険(相)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,516	3.18
日本マスタートラスト 信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,488	3.14
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,179	2.75
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS,35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,022	2.56
会田 仁一	東京都港区	1,433	1.81
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株))	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,132	1.43
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,104	1.40
計	-	24,019	30.35

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数は信託業務に係る所有株式数であります。

2 上記のほか自己株式が18,488千株あります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,397千株を自己株式に含めております。

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,488,600	33,970	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,566,200	605,662	-
単元未満株式	普通株式 92,521	-	-
発行済株式総数	79,147,321	-	-
総株主の議決権	-	639,632	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式81株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイダエンジニアリング 株	神奈川県相模原市 緑区大山町2番10号	15,091,600	3,397,000	18,488,600	23.36
計	-	15,091,600	3,397,000	18,488,600	23.36

(注) 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拠出してあります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式(3,397,000株)を自己株式数に含めてあります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。本制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を発行することを平成15年6月27日、平成16年6月29日、平成17年6月29日及び平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりです。

イ 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度の内容
 平成15年6月27日定時株主総会決議に基づく平成16年1月29日取締役会決議分

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役7名及び当社使用人13名、計20名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	330,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき388円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から平成25年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 330個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年2月10日取締役会決議分

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名及び当社使用人136名ならびに 当社子会社の取締役1名及び使用人8名 合計152名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	589,000株 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき563円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	-

(注)3 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 589個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

4 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成17年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議分

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名及び当社使用人667名ならびに 当社子会社の取締役1名及び当社子会社の使用人76名 合計751名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	924,000株 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき725円 (注)6
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成27年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)5 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 924個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

6 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

□ 会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づくストックオプション制度の内容

当社は、平成19年6月28日の定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容を決議いたしました。これに基づき以下の取締役会決議により、具体的な新株予約権の割当てを決議しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成19年9月10日取締役会決議分

決議年月日	平成19年9月10日（注）7
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	22,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）7 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成20年9月8日取締役会決議分

決議年月日	平成20年9月8日（注）8
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	36,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）8 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成21年9月7日取締役会決議分

決議年月日	平成21年9月7日（注）9
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	85,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）9 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年9月7日取締役会決議分

決議年月日	平成22年9月7日（注）10
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	79,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）10 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成23年9月13日取締役会決議分

決議年月日	平成23年9月13日（注）11
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	57,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）11 取締役会決議日を記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結済みの信託契約に基づいて設定された信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

1．導入の背景

当社国内グループでは、従業員に対するインセンティブプランとして、主に米国で普及しているE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度について研究しておりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、現行の退職金制度とは別に、従業員が社業への貢献を実感できるものとして、本制度を導入することいたしました。

2．本制度の概要

本制度は、当社があらかじめ定めた株式給付規程に基づき、当社国内グループの従業員が退職した場合等に、本人他の受給権者に対して、当人の選択に従って当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

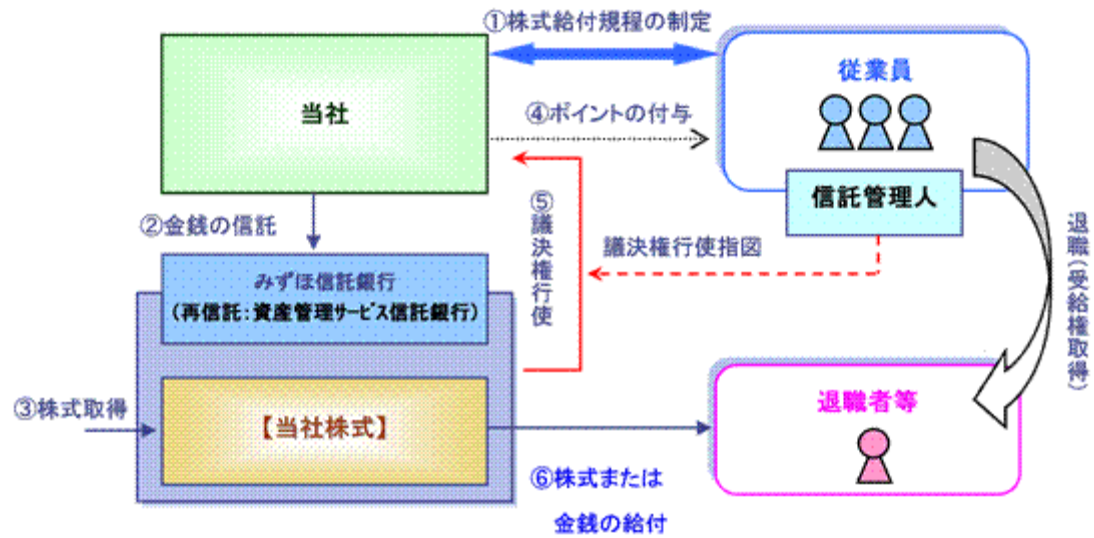
当社は、従業員に成果や勤続に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等までに累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、金銭による給付に備えて留保する金銭とともに信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社、以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき20年間に付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取得し管理します。当初取得分として信託銀行は、信託された金銭を原資として当社からの第三者割当によって株式を取得します。また、第三者割当については、みずほ信託銀行株式会社（資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））と当社の間で締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定。

当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得。（第三者割当により取得）

当社は、株式給付規程に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じてポイントを付与。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与したポイントに応じて会計上適切に費用処理。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積したポイントに相当する当社株式等の給付を受けます。

3．従業員等に取得させる予定の株式の総数

3,400,000株

4．当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度は、下記に該当しない全ての当社国内グループ会社従業員に適用しております。

役員	仮採用職員	準職員
嘱託職員	臨時職員	パートタイマー職員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	847	333
当期間における取得自己株式	75	35

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	76,000	37,159	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による処分)	34	16	45	19
保有自己株式数	18,488,681	-	18,488,711	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式が当事業年度3,397,000株、当期間3,397,000株が含まれております。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上及びグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

配当金につきましては、経営基盤の安定性及び将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率（DOE）も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産合理化・品質向上のための設備投資、グローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

当社の配当は、定時株主総会の決議によって決定し、期末配当として年1回お支払いすることとしております。

当期の配当金につきましては、1株につき普通配当14円としております。これにより、当期の連結株主資本配当率（DOE）は1.8%となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成24年6月28日 定時株主総会決議	896	14.00

（注）「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、上記の配当金の総額には資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,397,000株に対する配当金47百万円が含まれております。

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高（円）	946	689	430	474	496
最低（円）	477	255	223	263	312

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高（円）	408	401	405	381	484	496
最低（円）	343	339	339	348	368	455

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表 取締役)	* 開発本部 本部長	会 田 仁 一	昭和26年12月13日生	昭和51年12月 昭和57年6月 平成元年9月 平成4年4月 平成13年4月 平成23年10月	当社入社 取締役 代表取締役(現職) 取締役社長(現職) 最高経営責任者(CEO)(現職) 開発本部本部長(現職)	(注)4	1,439
取締役	* G C S 推進室 室長	中 西 直 義	昭和26年6月3日生	昭和45年3月 平成9年6月 平成12年5月 平成13年6月 平成18年5月 平成22年1月 平成22年6月 平成23年10月 平成24年3月	当社入社 取締役 常務取締役 取締役(現職) ㈱アクセス代表取締役会長(現職) アイダエンジニアリング(M)SDN. BHD.取締役会長(現職) 生産本部本部長 事業執行責任者(COO)(現職) 副社長執行役員(現職) G C S推進室室長(現職)	(注)4	111
取締役	* G C S推進 室副室長	武 井 栄 二	昭和32年8月22日生	昭和57年3月 平成20年6月 平成22年6月 平成24年3月 平成24年4月	当社入社 取締役(現職) 経営企画室室長 アイダアメリカCORP.取締役会長(現 職) アイダS.r.l.取締役会長(現職) G C S推進室副室長(現職) アイダホンコンLTD.会長兼社長(現 職)	(注)4	52
取締役	* 営業・サー ビス本部 副本部長	八 木 隆	昭和29年2月27日生	昭和52年3月 平成15年10月 平成16年2月 平成20年6月 平成23年4月 平成23年12月	当社入社 高速精密事業部事業部長 執行役員(現職) 取締役(現職) 高速精密プレス部部長 営業・サービス本部副本部長(現職)	(注)4	37
取締役	* 営業・サー ビス本部 本部長	金 村 貞 行	昭和30年5月30日生	昭和55年11月 昭和63年7月 平成21年2月 平成21年6月 平成22年1月 平成23年6月 平成23年10月	大手興産(株)(現三菱マテリアルテ クノ(株))入社 当社入社 サービス事業本部本部長 執行役員(現職) サービス本部本部長 取締役(現職) 営業・サービス本部本部長(現職)	(注)4	5
取締役	* 管理本部 本部長	片 岡 博 道	昭和33年9月18日生	昭和54年1月 昭和56年5月 平成18年3月 平成18年10月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年10月	大阪中三菱自動車販売(株)入社 当社入社 汎用機プラント事業部事業部長 執行役員(現職) 総務人事部部長 取締役(現職) 管理本部本部長(現職) 財務執行責任者(CFO)(現職)	(注)4	12
取締役		山 崎 猛	昭和14年3月16日生	平成元年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成22年6月	㈱富士銀行取締役 監査役 常勤監査役 取締役(現職)	(注)4	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		大磯 公男	昭和21年10月8日生	平成12年7月 平成19年7月 平成20年6月 平成22年4月 平成22年7月 平成24年6月	第一生命保険(相)(現第一生命保険(株))監査役 第一生命保険(相)代表取締役専務執行役員 監査役 第一生命保険(株)取締役 財団法人心臓血管研究所理事長(現職) 取締役(現職)	(注)4	-	
常勤監査役		松本 誠郎	昭和22年5月30日生	平成13年6月 平成14年4月 平成14年8月 平成16年10月 平成22年6月	(株)富士銀行常任監査役 (株)みずほコーポレート銀行常勤監査役 (株)富士総合研究所常勤監査役 みずほ情報総研(株)常勤監査役 常勤監査役(現職)	(注)5	5	
監査役		増岡 由弘	昭和9年8月29日生	昭和36年4月 平成10年4月 平成17年6月	弁護士(現職) 学校法人明海大学常務理事(現職) 学校法人朝日大学常務理事(現職) 監査役(現職)	(注)6	11	
監査役		金井 洋	昭和30年9月15日生	平成22年4月 平成23年6月 平成24年6月	第一生命保険(株)常務執行役員 第一生命保険(株)取締役常務執行役員(現職) 監査役(現職)	(注)7	-	
計								1,696

- (注) 1 取締役 山崎猛氏及び大磯公男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役は全員が、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 当社は「執行役員制度」を平成13年4月1日より導入しております。
 なお、上記の職名欄に*印を付した取締役は執行役員兼務者であります。
 4 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7 監査役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 8 所有株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。なお、本人名義の株式がない場合は、持株会での持分を表示しております。
 9 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
 補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
若林 寛夫	昭和18年8月23日生	平成9年7月 平成17年7月 平成19年6月 平成20年6月	第一生命保険(相)(現第一生命保険(株))取締役 第一生命保険(相)取締役専務執行役員 日本シイエムケイ(株)監査役(現職) 取締役	(注)	13

- (注) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までであります。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えません。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するための経営監視機能の強化に注力しております。

2) 業務執行、監査・監督、報酬決定等の機能に係る事項

当社の業務執行、監査・監督の状況は下記機関により実施しております。

<取締役、取締役会、執行役員、経営会議>

当社では、経営監督機能と業務執行機能を分担させるため平成13年4月より執行役員制度を導入しており、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。現行経営体制は、取締役兼務者6名を含む執行役員と社外取締役2名（両名とも独立役員）で構成されております。取締役会は原則月1回の定例取締役会および臨時取締役会を適宜開催し、法令に定める重要事項の決定機能および業務執行の監督機能を果たしております。執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催し、経営方針および経営課題に関する討議を行い、経営の意思統一と迅速な業務執行に取り組んでおります。また、主要事業部門による月次業績評価会を毎月1回定期的に開催しており、同会には部門長のほか、取締役、監査役および執行役員が出席して全社の業務執行状況の適時把握に努めております。

（注）独立役員とは東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役のことです。

<監査役、監査役会>

当社は監査役制度を採用しております。監査役3名全員が社外監査役で、常勤監査役は1名です。監査役の監査活動は、監査計画に従い、取締役会や経営会議、月次業績評価会等の重要会議に出席するほか、会計監査人からの報告を受け、営業報告の聴取、重要書類の閲覧等を行い、本社、主要事業所、連結子会社に赴き、各部門の業務執行および財産の状況を調査して経営執行状況の的確な把握と監視に努め、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。なお、当社は監査役の機能強化のため、独立性の高い社外監査役（3名全員が独立役員）を選任しております。各社外監査役はそれぞれ、都市銀行や生命保険会社において監査・財務業務等に従事した経験や弁護士としての経験に基づき、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。また、当社は内部統制監査室及び財務部門をはじめとする管理部門のスタッフにより、監査役監査を支える体制を構築しております。

<社外取締役及び社外監査役の選任状況及び当社との関係等>

当社は、社外取締役として、山崎猛氏、大磯公男氏の両氏を選任しております。山崎氏は都市銀行の元役員として、大磯氏は生命保険会社の元役員として、共に幅広い見識を有しております。また、両氏は共に当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においてもそうであったこともないことから、それぞれ独立性を有しております。なお、大磯氏は、平成22年6月まで第一生命保険㈱の取締役役に就任しておりました。同社と当社との間には、保険契約や金銭借入等の取引が存在しておりますが、これらの取引は当社との間で特別の利害関係を生じさせる程度のもではありません。このように独立性を有しながら、各々の幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、両氏を社外取締役として選任しております。

また、当社は社外監査役として、松本誠郎氏、増岡由弘氏、金井洋氏の三氏を選任しております。松本氏は都市銀行の元役員として、増岡氏は弁護士及び大学の経営者として、金井氏は生命保険会社の役員として、それぞれ幅広い見識を有しております。また、三氏とも当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においてもそうであったこともないことから、それぞれ独立性を有しております。なお、金井氏は、第一生命保険㈱の取締役に就任しております。同社と当社との間には、保険契約や金銭借入等の取引が存在しておりますが、これらの取引は当社との間で特別の利害関係を生じさせる程度のもではありません。このように、独立性を有しながら、各々の幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、三氏を社外監査役として選任しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりません。

社外取締役は取締役会や経営会議において内部統制部門からの報告を受けることにより、また社外監査役は内部統制部門との定期的会合などにより、内部統制部門との連携を深めております。

< 役員報酬等 >

a. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	対象人員	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役 (社外取締役を除く)	8名	90百万円	19百万円	43百万円	153百万円
社外取締役	2名	16百万円	-	-	16百万円
監査役(全員社外監査役)	3名	23百万円	-	-	23百万円

- (注) 1 上記の報酬等の額は、平成23年6月29日開催の当社第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分および平成23年12月26日付で辞任した取締役1名分を含んでおります。
- 2 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
- 3 上記の報酬等の額のほか、平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し2百万円を、平成23年12月26日付で辞任した取締役1名に対し7百万円を支払っております。
- 4 上記のほか、使用人兼務取締役のうち7名に対して、使用人給与相当額及び使用人賞与相当額として1億6百万円を支払っております。
- 5 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)であります。(平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議)
- 6 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。(平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議)
- 7 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であります。(平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議)

b. 役員毎の報酬等の総額等

当事業年度において、役員報酬等の額が1億円を超える役員はおりませんので個別開示は省略しております。

c. 役員報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の基本報酬は、会社業績への貢献、成果と業務執行状況に基づく評価により定めております。ストックオプションとしての新株予約権は取締役の基本給をもとに算出し、付与しております。取締役の賞与は、職位・会社業績に応じて定めております。監査役の報酬は、監査役協議・同意に基づき監査役会で決定し支給しております。

< 会計監査 >

当社は新日本有限責任監査法人との間で会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を締結し、それに基づいて業務が執行され、報酬を支払っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、当社監査に従事する業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて従事することのないよう自主的な措置をとっております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員 業務執行社員：山元 清二
 指定有限責任社員 業務執行社員：山崎 隆浩
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士7名、その他12名

< 内部監査 >

当社は、内部統制監査室を設置し、専任者3名を配置し、コンプライアンス体制及び財務報告に係る内部統制の有効性の検証などに取り組んでおります。また、同室にて連結子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性のチェックを行っており、必要に応じて海外を含む連結子会社に赴き、内部監査を実施しております。

なお、法律事務所と顧問契約を締結しており、経営意思決定の過程で法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士に助言を求めています。

< 現状のガバナンス体制の選択の理由 >

当社は上記のとおり、取締役会設置会社として、取締役 8 名（うち社外取締役 2 名で両名とも独立役員）による迅速な意思決定を図っており、監査役会設置会社として、監査役 3 名（全員社外監査役、独立役員）により経営監視の強化に努めております。

また、執行役員制度を導入し、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。さらに内部統制の充実を図るためコンプライアンス委員会を設置し、またリスク管理体制の一環として、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会等の委員会を設置しております。

このように当社は独立性の高い社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、執行役員制度やガバナンス向上のための委員会等の取組みを通じて、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するために現状のガバナンス体制を選択しております。

< 内部統制システムの整備の状況 >

当社は、法遵守とより高い倫理観に基づいた事業活動を行うため「アイダグループ行動指針」を平成15年10月に制定しております。また、内部統制の充実を図るためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、内部統制監査室が当行動指針等の研修と実施状況等の監査を実施しております。

当社は、当社および子会社の統制環境、統制活動の現状調査を実施するなど「金融商品取引法」に基づく「財務報告の信頼性」の確保に努めております。

なお、当社は、「会社法」に基づき、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり決定しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。
当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。
また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況についての内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規定に従い常時これらの文書を読覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議などにおいて多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会あるいは経営会議にて報告することとする。
また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議などにより充分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社およびグループ各社については当事業セグメントあるいはグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会あるいは経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告を行うこととする。
また、内部統制監査室は、子会社の管掌部門あるいは関連業務部門と連携して子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性の監査を行うものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

7. 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記6.に定める使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。
また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。
また、取締役および使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、あるいは報告を求めることができるものとする。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するものとする。

<リスク管理体制>

リスク管理体制に関して、経営戦略に係わるリスクについては関連部門においてリスクの分析と対応策の検討を行い、必要に応じて取締役会、経営会議で審議を行っております。日常的な業務運営に係わるリスクについては、その内容に応じて各部門で対応するもののほか、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会、リスクヘッジ委員会等の全社横断的な委員会もしくはプロジェクトチームを編成するなど、経営への影響度により機動的な管理体制を敷いて対応しております。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況

当連結会計年度は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の経営者による評価」制度について、これまでの運用結果を踏まえた上で内部統制の基本的枠組みを維持しつつ簡素化・見直しを行い、財務報告の信頼性を確保すべく、文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行ってまいりました。

また、平成24年3月15日開催の取締役会決議に基づき、会社法に基づく「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部変更しました。主な変更内容は、「財務報告の信頼性を確保するための体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」の項目の追加で、当社グループ全体の内部統制整備と有効性向上を図る体制確保及び反社会的勢力との関係遮断について明記し、財務報告の信頼性を確保すると共に、反社会的勢力を排除する企業統治体制の確立を徹底させております。

さらに同取締役会決議に基づき、「グローバル経営管理規程」を一部改定しました。当社ではグローバルベースでの事業拡大の進展に伴い、連結経営の効率化の観点から同規程を制定し、有効に運用してはりましたが、導入から4年が経過し、事業環境や事業を取り巻くリスクの性質が大きく変化していることを踏まえ、より機動的で強固な経営管理体制の実現を目指し、改定しました。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

4) 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

5) 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上11名以内とする旨を定款に定めております。

6) 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

7) 株主総会の特別決議要件

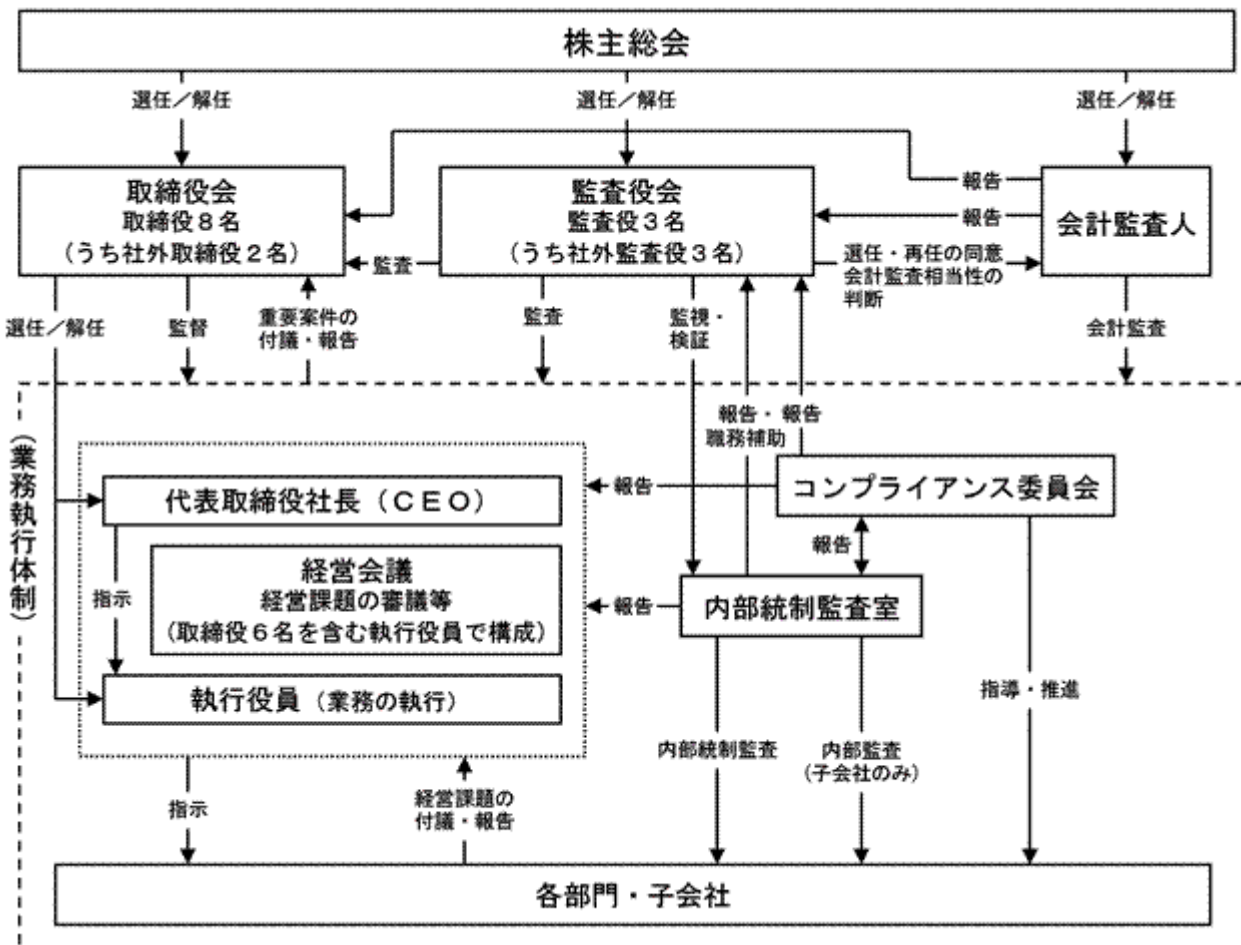
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8) 自己の株式の取得

当社は、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9) 会社のコーポレートガバナンス体制の模式図

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



10) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額銘柄数
 28銘柄

貸借対照表計上額の合計額 3,552百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)マキタ	450,000	1,741	取引の維持・向上
旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	722	取引の維持・向上
オークマ(株)	383,000	260	取引の維持・向上
(株)牧野フライス製作所	224,009	158	取引の維持・向上
(株)エフテック	100,000	138	取引の維持・向上
(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	110	取引の維持・向上
東芝機械(株)	192,000	86	取引の維持・向上
日本バルカー工業(株)	330,000	77	取引の維持・向上
(株)タクマ	238,000	67	取引の維持・向上
第一生命保険(株)	494	61	取引の維持・向上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	14,640	56	取引の維持・向上
(株)横浜銀行	130,540	51	取引の維持・向上
(株)ヨロズ	11,000	18	取引の維持・向上
(株)エノモト	61,500	14	取引の維持・向上
(株)安川電機製作所	10,000	9	取引の維持・向上
(株)ムロコーポレーション	10,000	6	取引の維持・向上
ダイジェット工業(株)	33,833	4	取引の維持・向上
(株)今仙電機製作所	2,000	2	取引の維持・向上
(株)丸順	3,000	1	取引の維持・向上
三井金属鉱業(株)	3,052	0	取引の維持・向上
日本シイエムケイ(株)	2,395	0	取引の維持・向上
(株)サンコー	3,600	0	取引の維持・向上

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)マキタ	450,000	1,494	取引の維持・向上
旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	439	取引の維持・向上
(株)ジーテクト	148,032	366	取引の維持・向上
オークマ(株)	383,000	261	取引の維持・向上
(株)エフテック	100,000	172	取引の維持・向上
(株)牧野フライス製作所	224,009	158	取引の維持・向上
(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	108	取引の維持・向上
(株)タクマ	238,000	98	取引の維持・向上
東芝機械(株)	192,000	80	取引の維持・向上
日本バルカー工業(株)	330,000	76	取引の維持・向上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	146,640	60	取引の維持・向上
第一生命保険(株)	494	56	取引の維持・向上
(株)横浜銀行	130,540	54	取引の維持・向上
(株)ヨロズ	11,000	19	取引の維持・向上
(株)エノモト	61,500	15	取引の維持・向上
(株)ムロコーポレーション	10,000	8	取引の維持・向上
(株)安川電機製作所	10,000	7	取引の維持・向上
ダイジェット工業(株)	33,833	6	取引の維持・向上
(株)今仙電機製作所	2,000	2	取引の維持・向上
(株)丸順	3,000	1	取引の維持・向上
日本シイエムケイ(株)	2,395	1	取引の維持・向上
(株)サンコー	3,600	0	取引の維持・向上
三井金属鉱業(株)	3,052	0	取引の維持・向上

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	43	-	43	-
連結子会社	-	-	-	-
計	43	-	43	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

上記のほか、当社及び海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している各国の監査法人に監査業務等を委託しております。当社及び海外連結子会社はアーンストアンドヤングに監査業務を委託しており、報酬の合計額は、監査業務46百万円であります。

当連結会計年度

上記のほか、当社及び海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している各国の監査法人に監査業務等を委託しております。当社及び海外連結子会社はアーンストアンドヤングに監査業務を委託しており、報酬の合計額は、監査業務45百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催するセミナー等に積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,578	13,222
受取手形及び売掛金	14,033	11,618 ⁴
有価証券	-	4,000
製品	3,201 ³	1,758 ³
仕掛品	8,395 ³	8,096 ³
原材料及び貯蔵品	2,039	2,581
繰延税金資産	1,045	1,215
その他	3,279	4,211 ⁴
貸倒引当金	88	89
流動資産合計	41,484	46,613
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,321 ¹	19,567 ¹
減価償却累計額	13,232	13,415
建物及び構築物（純額）	6,088	6,152
機械装置及び運搬具	7,923	8,160
減価償却累計額	4,495	4,575
機械装置及び運搬具（純額）	3,427	3,584
土地	4,754	4,697
リース資産	1,172	1,199
減価償却累計額	125	249
リース資産（純額）	1,047	949
建設仮勘定	19	200
その他	2,119	2,131
減価償却累計額	1,899	1,836
その他（純額）	219	294
有形固定資産合計	15,557	15,879
無形固定資産		
投資その他の資産	574	623
投資有価証券	4,442 ²	3,574 ²
保険積立金	3,774	3,192
繰延税金資産	53	36
その他	1,483	1,456
貸倒引当金	27	76
投資その他の資産合計	9,726	8,183
固定資産合計	25,857	24,686
資産合計	67,342	71,300

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,963	4,724
リース債務	121	916
未払金	2,511	3,768 ⁴
未払法人税等	126	308
繰延税金負債	36	-
前受金	7,520	6,110
製品保証引当金	769	776
賞与引当金	543	692
役員賞与引当金	9	25
受注損失引当金	52 ³	484 ³
その他	1,285	1,878
流動負債合計	16,941	19,687
固定負債		
長期借入金	1,500	1,500
リース債務	941	43
長期未払金	287	320
繰延税金負債	1,955	1,709
退職給付引当金	435	306
その他	64	260
固定負債合計	5,184	4,140
負債合計	22,125	23,828
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金	12,991	12,978
利益剰余金	34,223	36,666
自己株式	9,152	9,114
株主資本合計	45,892	48,360
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,574	1,570
繰延ヘッジ損益	42	19
為替換算調整勘定	2,280	2,546
その他の包括利益累計額合計	748	955
新株予約権	71	66
純資産合計	45,216	47,472
負債純資産合計	67,342	71,300

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	40,989	52,240
売上原価	1, 2, 4 33,346	1, 2, 4 42,593
売上総利益	7,643	9,647
販売費及び一般管理費	3, 4 6,181	3, 4 7,425
営業利益	1,461	2,221
営業外収益		
受取利息	26	27
受取配当金	56	68
投資有価証券割当益	69	-
養老保険満期償還益	-	888
補助金収入	146	75
その他	134	71
営業外収益合計	433	1,131
営業外費用		
支払利息	44	56
為替差損	573	63
支払手数料	59	87
貸倒引当金繰入額	-	50
その他	129	73
営業外費用合計	806	331
経常利益	1,088	3,021
特別利益		
固定資産売却益	5 21	5 49
子会社清算益	31	-
その他	1	-
特別利益合計	54	49
特別損失		
固定資産売却損	6 2	6 8
固定資産除却損	7 3	7 53
減損損失	8 7	8 78
有害物質処理費用	23	-
その他	12	6
特別損失合計	49	148
税金等調整前当期純利益	1,093	2,922
法人税、住民税及び事業税	160	343
法人税等調整額	295	263
法人税等合計	134	79
少数株主損益調整前当期純利益	1,228	2,842
当期純利益	1,228	2,842

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,228	2,842
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	462	3
繰延ヘッジ損益	61	62
為替換算調整勘定	508	265
その他の包括利益合計	107	207
包括利益	1,120	2,635
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,120	2,635

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,831	7,831
当期末残高	7,831	7,831
資本剰余金		
当期首残高	12,991	12,991
当期変動額		
自己株式の処分	0	12
当期変動額合計	0	12
当期末残高	12,991	12,978
利益剰余金		
当期首残高	33,326	34,223
連結子会社の決算期の変更に伴う増減	12	-
新規連結に伴う利益剰余金の減少	-	16
当期変動額		
剰余金の配当	319	383
当期純利益	1,228	2,842
当期変動額合計	909	2,459
当期末残高	34,223	36,666
自己株式		
当期首残高	7,852	9,152
当期変動額		
自己株式の取得	1,300	0
自己株式の処分	0	38
当期変動額合計	1,300	37
当期末残高	9,152	9,114
株主資本合計		
当期首残高	46,296	45,892
連結子会社の決算期の変更に伴う増減	12	-
新規連結に伴う利益剰余金の減少	-	16
当期変動額		
剰余金の配当	319	383
当期純利益	1,228	2,842
自己株式の取得	1,300	0
自己株式の処分	0	25
当期変動額合計	391	2,484
当期末残高	45,892	48,360

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,112	1,574
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	462	3
当期変動額合計	462	3
当期末残高	1,574	1,570
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	19	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	61	62
当期変動額合計	61	62
当期末残高	42	19
為替換算調整勘定		
当期首残高	1,771	2,280
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	508	265
当期変動額合計	508	265
当期末残高	2,280	2,546
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	640	748
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	107	207
当期変動額合計	107	207
当期末残高	748	955
新株予約権		
当期首残高	50	71
当期変動額		
新株予約権の発行	20	19
新株予約権の行使	-	23
新株予約権の失効	-	1
当期変動額合計	20	4
当期末残高	71	66
純資産合計		
当期首残高	45,706	45,216
連結子会社の決算期の変更に伴う増減	12	-
新規連結に伴う利益剰余金の減少	-	16
当期変動額		
剰余金の配当	319	383
当期純利益	1,228	2,842
自己株式の取得	1,300	0
自己株式の処分	0	25
新株予約権の発行	20	19
新株予約権の行使	-	23
新株予約権の失効	-	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	107	207
当期変動額合計	477	2,271
当期末残高	45,216	47,472

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,093	2,922
減価償却費	1,403	1,378
減損損失	7	78
有形固定資産売却損益（は益）	19	40
子会社清算損益（は益）	31	-
固定資産除却損	3	53
貸倒引当金の増減額（は減少）	1	55
賞与引当金の増減額（は減少）	165	149
役員賞与引当金の増減額（は減少）	9	15
製品保証引当金の増減額（は減少）	440	28
退職給付引当金の増減額（は減少）	318	99
受注損失引当金の増減額（は減少）	516	431
受取利息及び受取配当金	83	96
支払利息	44	56
投資有価証券割当益	69	-
売上債権の増減額（は増加）	3,606	1,616
たな卸資産の増減額（は増加）	482	878
仕入債務の増減額（は減少）	2,090	910
その他の資産の増減額（は増加）	1,412	527
その他の負債の増減額（は減少）	12	91
その他	57	77
小計	2,229	8,879
利息及び配当金の受取額	86	96
利息の支払額	45	56
法人税等の支払額	171	170
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,359	8,749
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	699	2,140
有形固定資産の売却による収入	103	852
無形固定資産の売却による収入	-	187
投資有価証券の取得による支出	776	2
長期貸付けによる支出	51	-
子会社の清算による収入	41	-
定期預金の預入による支出	-	80
定期預金の払戻による収入	132	-
その他	3	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,253	1,231
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	545
短期借入金の返済による支出	113	-
セールアンドリースバックによる収入	339	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	124	129
長期借入れによる収入	500	-
自己株式の売却による収入	0	2
自己株式の取得による支出	1,300	0
配当金の支払額	331	382
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,029	35
現金及び現金同等物に係る換算差額	419	140

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,062	7,413
現金及び現金同等物の期首残高	14,580	9,569
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額	51	-
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	147
現金及び現金同等物の期末残高	9,569	17,129

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
当連結会計年度より、会田鍛圧机床有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
また、新規設立したことにより、当連結会計年度よりアイダベトナムCO.,LTD.およびアイダモロッコSarIを連結の範囲に含めております。

非連結子会社の名称

000アイダ

会田模具技術有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

000アイダ

会田模具技術有限公司

非連結子会社に持分法を適用しない理由

非連結子会社の当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社の決算日は12月31日であります。これらの会社につきましては連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結しております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

製品・仕掛品 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

当社の建物及び構築物、機械装置は当社が相当と認めた耐用年数を使用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年~50年

機械装置及び運搬具 2年~9年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年。ただし、一部の国内連結子会社については5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、確定給付企業年金制度については、当連結会計年度末において前払年金費用となっており、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性がみとめられる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 為替予約及び通貨オプション

（ヘッジ対象） 外貨建予定取引

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期が到来し、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	173百万円	173百万円

2 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	776百万円	13百万円

3 将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
製品に係るもの	393百万円	4百万円
仕掛品に係るもの	93	15
計	486	19

4 連結会計年度末日満期手形等の会計処理

連結会計年度末日の満期手形及び一括支払信託等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形、一括支払信託等債権(流動資産その他)及び一括支払信託債務(未払金)が当連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形及び売掛金	- 百万円	41百万円
流動資産(その他)	-	26
未払金	-	663

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
27百万円	191百万円

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
538百万円	434百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
給料及び手当	1,731百万円	2,266百万円
賞与	149	175
賞与引当金繰入額	206	328
退職給付費用	121	119
福利厚生費	373	483
販売手数料	171	186
広告宣伝費	53	188
旅費交通費	337	418
通信費	97	122
賃借料	224	246
保険料	146	180
減価償却費	395	465
租税公課	140	257
報酬謝礼費	429	291

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
一般管理費	755百万円	534百万円
当期製造費用	323	374
計	1,079	909

5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
機械装置及び運搬具	21百万円	建物及び構築物 8百万円
その他	0	機械装置及び運搬具 17 土地 23
計	21	49

6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
機械装置及び運搬具	2百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	
その他	0	土地	5	
		その他	3	
計	2		8	

7 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
建物及び構築物	1百万円	建物及び構築物	3百万円	
機械装置及び運搬具	1	機械装置及び運搬具	43	
その他	0	その他	7	
計	3		53	

8 減損損失

- (グルーピングの方法) 当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。
- (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額等により算定)により算定しております。
- (経緯) 当社グループの保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- 前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

用途	種類	場所	金額
遊休土地	土地	英国ダービー市	7百万円
合計			7

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

用途	種類	場所	金額
遊休施設	建物	イタリア レッコ市	42百万円
	機械装置		2
	土地		2
遊休土地	土地	英国ダービー市	20
遊休施設	建物	神奈川県相模原市	4
	土地		6
合計			78

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	161百万円
組替調整額	-
税効果調整前	161
税効果額	157
その他有価証券評価差額金	3

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	751
組替調整額	631
税効果調整前	119
税効果額	57
繰延ヘッジ損益	62

為替換算調整勘定:

当期発生額	265
その他の包括利益合計	207

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	79,147,321	-	-	79,147,321

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,300,323	3,266,665	1,020	18,565,968

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

市場買付による増加 3,264,800株
 単元未満株式の買取りによる増加 1,865株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 120株
 株式給付信託(J-E S O P)の給付による減少 900株

(注) 自己株式数については、平成23年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,399,100株を自己株式数に含めております。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						71
合計							71

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	319	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	383	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(注) 平成23年6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,399,100株に対する配当金20百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	79,147,321	-	-	79,147,321

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,565,968	847	78,134	18,488,681

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 847株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 34株

株式給付信託（J - E S O P）の給付による減少 2,100株

新株予約権の権利行使に伴う自己株式充当による減少 76,000株

（注）自己株式数については、平成24年 3月31日現在において資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,397,000株を自己株式数に含めております。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権						66
	合計						66

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月29日 定時株主総会	普通株式	383	6.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

（注）平成23年 6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,399,100株に対する配当金20百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年 6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	896	14.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

（注）平成24年 6月28日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,397,000株に対する配当金47百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	9,578百万円	13,222百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	8	92
有価証券(預入期間が3ヶ月以内の 譲渡性預金)	-	4,000
現金及び現金同等物	9,569	17,129

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引
 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に当社の生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	3	2	0
有形固定資産「その他」 (工具、器具及び備品)	166	116	50
無形固定資産 (ソフトウェア)	135	99	36
合計	304	217	87

(単位: 百万円)

	当連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	3	2	0
有形固定資産「その他」 (工具、器具及び備品)	125	102	22
無形固定資産 (ソフトウェア)	117	106	10
合計	245	212	33

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	54	29
1年超	32	3
合計	87	33

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	60	54
減価償却費相当額	60	54

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	167	159
1年超	243	114
合計	410	273

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は金融機関からの借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。またグローバルに事業展開をしていることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを軽減するため、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券は、譲渡性預金による余資運用を行っておりますが、格付の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが6ヶ月以内の期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の営業債権の範囲内にあります。

長期借入金及びファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資、研究開発投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で5年以内であります。

投資有価証券は、主として株式であり、価格変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動のリスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業及びサービス担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の処理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信頼性の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクを回避するため先物為替予約等によるヘッジをしております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（単位：百万円）			
(1) 現金及び預金	9,578	9,578	-
(2) 受取手形及び売掛金	14,033	14,033	-
(3) 有価証券	-	-	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	3,603	3,603	-
資産計	27,215	27,215	-
(1) 買掛金	3,963	3,963	-
(2) 未払金	2,511	2,511	-
(3) 長期借入金	1,500	1,508	8
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のものを含む）	1,062	1,085	22
負債計	9,037	9,069	31
ヘッジ会計が適用されていないデリバ ティブ取引（ ）	65	65	-
ヘッジ会計が適用されているデリバ ティブ取引（ ）	(78)	(78)	-

（ ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（単位：百万円）			
(1) 現金及び預金	13,222	13,222	-
(2) 受取手形及び売掛金	11,618	11,618	-
(3) 有価証券	4,000	4,000	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	3,501	3,501	-
資産計	32,342	32,342	-
(1) 買掛金	4,724	4,724	-
(2) 未払金	3,768	3,768	-
(3) 長期借入金	1,500	1,505	5
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のものを含む）	960	971	11
負債計	10,953	10,970	17
ヘッジ会計が適用されていないデリバ ティブ取引（ ）	46	46	-
ヘッジ会計が適用されているデリバ ティブ取引（ ）	34	34	-

（ ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) リース債務

これらの時価は元利金の合計額を新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	62	60
非連結子会社株式	776	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	9,553	-	-	-
受取手形及び売掛金	14,033	-	-	-
合計	23,587	-	-	-

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	13,195	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,618	-	-	-
その他有価証券(譲渡性預金)	4,000	-	-	-
合計	28,814	-	-	-

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額
連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,484	953	2,530
小計		3,484	953	2,530
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	119	135	16
小計		119	135	16
合計		3,603	1,088	2,513

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,384	956	2,427
小計		3,384	956	2,427
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式 その他	116 4,000	135 4,000	18 -
小計		4,116	4,135	18
合計		7,501	5,092	2,409

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ(円買)	531	-	10	10
	米ドル(ユーロ買)	1,030	-	25	25
	円(米ドル買)	27	-	0	0
	買建				
	円(米ドル売)	28	-	0	0
	米ドル(ユーロ売)	65	-	1	1
	ユーロ(米ドル売)	759	49	56	56
	英ポンド(米ドル売)	13	-	0	0
通貨オプション取引	売建				
	ユーロ・コール (オプション料)	290 (4)	- (-)	- (8)	- (4)
	買建				
	ユーロ・プット (オプション料)	290 (4)	- (-)	- (4)	- (0)
	合計	2,457 (-)	49 (-)	69 (4)	69 (4)

(注) 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ（円買）	523	-	27	27
	米ドル（円買）	148	-	5	5
	買建				
	円（米ドル売）	126	-	2	2
	ユーロ（円売）	243	-	3	3
	通貨オプション取引				
	売建				
	ユーロ・コール （オプション料）	43 (1)	- (-)	- (0)	- (1)
	米ドル・コール （オプション料）	965 (19)	- (-)	- (12)	- (7)
	買建				
	ユーロ・プット （オプション料）	43 (1)	- (-)	- (2)	- (1)
	米ドル・プット （オプション料）	965 (19)	- (-)	- (22)	- (2)
合計	1,040 (-)	- (-)	34 (12)	34 (12)	

（注）時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 通貨関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	
原則的処理方法	為替予約取引					
	売建					
	ユーロ		176	-	1	
	買建					
	米ドル		29	-	0	
	通貨オプション取引					
	売建					
	米ドル・コール （オプション料）	外貨建 予定取引	3,402 (82)	551 (16)	- (40)	
	ユーロ・コール （オプション料）		1,399 (50)	662 (26)	- (28)	
	米ドル・プット （オプション料）		239 (5)	- (-)	- (0)	
	ユーロ・プット （オプション料）		520 (20)	- (-)	- (18)	
	買建					
	米ドル・プット （オプション料）		3,402 (82)	551 (16)	- (27)	
	ユーロ・プット （オプション料）		1,399 (50)	662 (26)	- (22)	
	米ドル・コール （オプション料）		239 (5)	- (-)	- (1)	
	ユーロ・コール （オプション料）		520 (20)	- (-)	- (24)	
	合計			205 (-)	- (-)	0 (77)

（注）時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
 通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	外貨建 予定取引			
	売建				
	ユーロ		15	-	0
	米ドル		1,043	19	27
	円		19	-	0
	買建				
	円		43	-	3
	米ドル		87	-	2
	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル・コール （オプション料）		1,932 (29)	- (-)	- (32)
	ユーロ・コール （オプション料）		859 (31)	- (-)	- (29)
	米ドル・プット （オプション料）		140 (1)	- (-)	- (1)
	買建				
	米ドル・プット （オプション料）		1,932 (29)	- (-)	- (16)
	ユーロ・プット （オプション料）		859 (31)	- (-)	- (19)
	米ドル・コール （オプション料）		140 (1)	- (-)	- (0)
	合計		1,207 (-)	19 (-)	32 (2)

（注）時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付企業年金の「キャッシュバランスプラン」及び確定拠出型年金制度を採用しております。

なお、在外連結子会社の一部は確定給付型または確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	3,998	3,754
(2) 年金資産	3,377	3,362
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	620	392
(4) 未認識数理計算上の差異	645	520
(5) 連結貸借対照表計上額純額(3) + (4)	25	127
(6) 前払年金費用	461	434
(7) 退職給付引当金(5) - (6)	435	306

(注) 在外連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用		
(1) 勤務費用	200	179
(2) 利息費用	79	71
(3) 期待運用収益	76	67
(4) 過去勤務債務の費用処理額	-	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	164	124
(6) 確定拠出年金の掛金支払額	114	116
(7) 退職給付費用	482	424

なお、簡便法を採用している在外連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
2.0%	2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
2.0%	2.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

5年及び10年

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
販売費及び一般管理費の役員報酬	20	19

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7名 当社使用人 13名	当社取締役 7名 当社使用人 136名 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の使用人 8名	当社取締役 7名 当社使用人 667名 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の使用人 76名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 330,000株	普通株式 589,000株	普通株式 924,000株
付与日	平成16年 1月29日	平成17年 2月10日	平成17年 9月30日
権利確定条件	付与日(平成16年 1月29日)以降、権利確定日(平成17年 7月 1日)まで継続して勤務していること。 (注) 2	付与日(平成17年 2月10日)以降、権利確定日(平成18年 7月 1日)まで継続して勤務していること。 (注) 2	付与日(平成17年 9月30日)以降、権利確定日(平成19年 7月 1日)まで継続して勤務していること。 (注) 2
対象勤務期間	平成16年 1月29日 ~ 平成17年 7月 1日	平成17年 2月10日 ~ 平成18年 7月 1日	平成17年 9月30日 ~ 平成19年 7月 1日
権利行使期間	平成17年 7月 1日 ~ 平成25年 3月31日	平成18年 7月 1日 ~ 平成26年 3月31日	平成19年 7月 1日 ~ 平成27年 3月31日

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 4名	当社取締役 6名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 22,000株	普通株式 36,000株	普通株式 85,000株
付与日	平成19年 9月26日	平成20年 9月25日	平成21年 9月25日
権利確定条件	付与日(平成19年 9月26日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年 9月25日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。	付与日(平成21年 9月25日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成19年 9月26日から 取締役退任日	平成20年 9月25日から 取締役退任日	平成21年 9月25日から 取締役退任日
権利行使期間	平成19年 9月27日 ~ 平成49年 9月26日	平成20年 9月26日 ~ 平成50年 9月25日	平成21年 9月26日 ~ 平成51年 9月25日

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 6名	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 57,000株
付与日	平成22年 9月24日	平成23年 9月29日
権利確定条件	付与日(平成22年 9月24日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。	付与日(平成23年 9月29日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年 9月24日から 取締役退任日	平成23年 9月29日から 取締役退任日
権利行使期間	平成22年 9月25日 ~ 平成52年 9月24日	平成23年 9月30日 ~ 平成53年 9月29日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
 2 役員の辞任による退任等や従業員の定年による退職等、当社と付与対象者の契約書に基づく場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	平成14年 ストック ・オブ ション	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション	平成22年 ストック ・オブ ション	平成23年 ストック ・オブ ション
権利確定前									
期首(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	57,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	57,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後									
期首(株)	36,000	149,000	510,000	874,000	22,000	36,000	85,000	79,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	57,000
権利行使(株)	5,000	-	-	-	7,000	11,000	26,000	24,000	3,000
失効(株)	31,000	-	38,000	49,000	-	-	-	-	5,000
未行使残(株)	-	149,000	472,000	825,000	15,000	25,000	59,000	55,000	49,000

単価情報

	平成14年 ストック ・オブ ション	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション	平成22年 ストック ・オブ ション	平成23年 ストック ・オブ ション
権利行使価格(円)	304	388	563	725	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	470.00	-	-	-	363.86	361.45	362.23	363.42	348.00
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	655.00	407.00	254.49	264.50	348.40

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 42.96%

過去6年の日次株価(平成16年9月30日から平成23年9月29日までの各取引日における終値)に基づき算定しております。

予想残存期間 7年

過去の取締役在任期間の実績に基づいて見積もっております。

予想配当 5.50円/株

直近2期(平成22年3月期及び平成23年3月期)の実績配当金の単純平均値によっております。

無リスク利率 0.58%

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
たな卸資産評価損	693百万円	550百万円
製品保証引当金	257	266
賞与引当金	206	220
減価償却費	1,385	1,212
ゴルフ会員権評価損	9	8
長期未払金	106	89
繰越欠損金	4,435	3,223
その他	505	558
繰延税金資産小計	7,600	6,129
評価性引当額	6,453	4,834
繰延税金資産合計	1,146	1,294
繰延税金負債		
子会社未分配利益	152	150
買換資産圧縮積立金	658	571
退職給付引当金	187	154
その他有価証券評価差額金	995	837
その他	46	37
繰延税金負債合計	2,039	1,752
繰延税金資産 (負債) の純額	893	457

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7	3.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.1	0.5
住民税均等割	1.6	0.6
子会社適用税率差異	4.3	6.0
評価性引当額の増減	54.3	31.4
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	-	0.6
その他	0.5	3.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.3	2.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.58%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は136百万円減少し、法人税等調整額が17百万円減少し、その他有価証券評価差額金が118百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、鍛圧機械とこれに付帯する装置等の製造及び販売並びにサービス等付随業務の単一事業であります。国内においては当社が主体となり、海外においてはアジア（主に中国・香港、シンガポール、マレーシア）、米州（主に米国）、欧州（主にイタリア）の各現地法人が担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは製造及び販売並びにサービスの体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「アジア」、「米州」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている地域セグメントの会計処理の方法は、最近の有価証券報告書（平成23年6月29日）における「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の取引は会社間の取引であり、市場価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	17,889	12,293	4,872	5,933	40,989	-	40,989
セグメント間の内部売上高 又は振替高	13,109	335	234	527	14,206	(14,206)	-
計	30,998	12,628	5,107	6,461	55,195	(14,206)	40,989
セグメント利益	799	671	198	32	1,702	(240)	1,461
セグメント資産	52,688	13,138	5,491	9,302	80,620	(13,278)	67,342
その他の項目							
減価償却費	1,004	219	63	116	1,403	-	1,403
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	470	178	15	24	689	-	689

(注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であり、セグメント資産の調整額はセグメント間債権債務の消去額等であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 当連結会計年度において当社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却を定率法から定額法に変更しております。これにより、日本セグメントのセグメント利益が525百万円増加し、減価償却費が637百万円減少しております。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	20,241	12,646	8,705	10,646	52,240	-	52,240
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14,335	843	729	2,313	18,222	(18,222)	-
計	34,577	13,490	9,434	12,959	70,462	(18,222)	52,240
セグメント利益又は損失()	1,294	880	352	405	2,121	99	2,221
セグメント資産	57,255	14,374	7,712	6,809	86,151	(14,851)	71,300
その他の項目							
減価償却費	993	223	62	99	1,378	-	1,378
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	712	1,877	49	42	2,681	(14)	2,667

- (注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であり、セグメント資産の調整額はセグメント間債権債務の消去額等であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	プレス機械	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	32,581	8,040	368	40,989

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	その他	合計
16,271	13,727	6,524	4,465	1	40,989

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	合計
11,871	1,538	758	1,388	15,557

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	プレス機械	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	41,574	10,483	181	52,240

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	その他	合計
15,805	16,594	10,782	8,981	76	52,240

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	合計
11,367	2,754	701	1,056	15,879

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	米州	欧州	全社・消去	合計
減損損失	7	-	-	-	-	7

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	米州	欧州	全社・消去	合計
減損損失	31	-	-	47	-	78

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
非連結子会社	アービオテック㈱	-	-	-	-	-	子会社清算配当	31	-	-

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

「 1 1株当たり純資産額」及び「 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、資産管理サービス株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前連結会計年度3,399,100株、当連結会計年度3,397,000株)を自己株式として会計処理していることから、「 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

項目	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	745.19円	781.51円
1株当たり当期純利益金額	19.44円	46.90円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	19.42円	46.86円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	45,216	47,472
普通株式に係る純資産額 (百万円)	45,144	47,405
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	71	66
普通株式の発行済株式数 (千株)	79,147	79,147
普通株式の自己株式数 (千株)	18,565	18,488
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	60,581	60,658

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 (百万円)	1,228	2,842
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,228	2,842
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数 (千株)	63,196	60,614
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	-	-
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳 (千株)	新株予約権 普通株式 48	新株予約権 普通株式 52
普通株式増加数 (千株)	48	52
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 (千株)	新株予約権 普通株式 1,697	新株予約権 普通株式 1,494

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金(流動負債その他)	-	548	1.78	-
1年以内に返済予定のリース債務	121	916	1.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,500	1,500	1.73	平成26年3月31日及び 平成27年3月31日及び 平成27年12月15日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	941	43	1.6	平成25年～平成27年
合計	2,562	3,009	-	-

(注) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	500	500	500	-
リース債務	26	12	5	-

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,961	26,885	38,729	52,240
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	629	1,219	1,957	2,922
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	583	1,011	1,887	2,842
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	9.64	16.69	31.14	46.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.64	7.05	14.46	15.75

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,318	3,711
受取手形	1,497	1,532
売掛金	10,218	10,936
有価証券	-	4,000
製品	1,390	376
仕掛品	4,438	4,546
原材料及び貯蔵品	496	436
前渡金	404	314
前払費用	201	181
繰延税金資産	953	1,084
関係会社短期貸付金	45	-
未収入金	1,209	1,072
立替金	483	658
その他	145	99
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	23,803	28,951
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,556	15,568
減価償却累計額	11,296	11,608
建物(純額)	4,260	3,960
構築物	1,123	1,123
減価償却累計額	1,043	1,066
構築物(純額)	80	56
機械及び装置	3,888	4,180
減価償却累計額	2,126	2,406
機械及び装置(純額)	1,762	1,774
車両運搬具	234	245
減価償却累計額	210	213
車両運搬具(純額)	24	32
工具、器具及び備品	1,497	1,483
減価償却累計額	1,395	1,336
工具、器具及び備品(純額)	102	146
土地	4,475	4,447
リース資産	1,161	1,178
減価償却累計額	119	239
リース資産(純額)	1,041	939
建設仮勘定	8	25
有形固定資産合計	11,755	11,382
無形固定資産		
ソフトウェア	230	145
その他	12	1
無形固定資産合計	242	146

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	3,656	3,552
関係会社株式	6,217	6,217
長期貸付金	50	50
従業員に対する長期貸付金	11	9
破産更生債権等	2	1
長期前払費用	15	16
保険積立金	3,764	3,182
差入保証金	815	815
その他	450	410
貸倒引当金	27	76
投資その他の資産合計	14,957	14,178
固定資産合計	26,955	25,707
資産合計	50,759	54,658
負債の部		
流動負債		
買掛金	² 2,706	² 3,597
リース債務	119	913
未払金	² 2,457	^{2, 4} 3,745
未払費用	316	289
未払法人税等	44	50
前受金	² 1,216	² 1,076
預り金	30	76
製品保証引当金	388	428
賞与引当金	445	512
役員賞与引当金	9	25
受注損失引当金	³ 154	351
その他	135	182
流動負債合計	8,025	11,249
固定負債		
長期借入金	1,500	1,500
リース債務	938	37
長期未払金	284	311
繰延税金負債	1,790	1,520
その他	64	23
固定負債合計	4,577	3,391
負債合計	12,602	14,641

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金		
資本準備金	12,425	12,425
その他資本剰余金	576	563
資本剰余金合計	13,001	12,988
利益剰余金		
利益準備金	1,957	1,957
その他利益剰余金		
配当準備積立金	1,370	1,370
研究開発積立金	5,400	5,400
為替変動積立金	2,000	2,000
株式消却積立金	6,000	6,000
買換資産圧縮積立金	963	1,031
別途積立金	6,710	6,710
繰越利益剰余金	572	2,193
利益剰余金合計	24,974	26,663
自己株式	9,152	9,114
株主資本合計	36,653	38,368
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,511	1,565
繰延ヘッジ損益	80	17
評価・換算差額等合計	1,431	1,582
新株予約権	71	66
純資産合計	38,156	40,017
負債純資産合計	50,759	54,658

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	1 30,315	1 33,777
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	810	1,390
当期製品製造原価	5 26,351	5 27,014
合計	27,161	28,405
製品期末たな卸高	1,390	376
製品保証引当金繰入額	-	224
製品売上原価	1, 2, 3 25,771	1, 2, 3 28,253
売上総利益	4,544	5,523
販売費及び一般管理費	1, 4, 5 4,039	1, 4, 5 4,411
営業利益	505	1,112
営業外収益		
受取利息	8	1
受取配当金	56	68
固定資産賃貸料	1 112	1 113
投資有価証券割当益	69	-
養老保険満期償還益	-	888
補助金収入	146	75
その他	74	42
営業外収益合計	468	1,189
営業外費用		
支払利息	39	41
固定資産賃貸費用	80	119
為替差損	385	43
支払手数料	59	87
貸倒引当金繰入額	-	50
その他	104	56
営業外費用合計	669	398
経常利益	303	1,904
特別利益		
固定資産売却益	6 18	6 19
子会社清算益	31	-
特別利益合計	50	19
特別損失		
固定資産売却損	7 0	-
固定資産除却損	8 3	8 53
減損損失	9 7	9 31
有害物質処理費用	23	-
その他	12	6
特別損失合計	47	91
税引前当期純利益	306	1,832
法人税、住民税及び事業税	33	13
法人税等調整額	283	254
法人税等合計	249	240
当期純利益	556	2,073

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		9,856	38.6	9,942	35.2
労務費		3,637	14.3	3,685	13.1
経費		12,014	47.1	14,610	51.7
(うち外注加工費)		(8,342)	(32.7)	(9,513)	(33.7)
(うち減価償却費)		(512)	(2.0)	(547)	(1.9)
(うち荷造運送費)		(1,045)	(4.1)	(1,171)	(4.1)
当期総製造費用		25,508	100.0	28,237	100.0
仕掛品期首たな卸高		6,203		4,438	
計		31,711		32,676	
他勘定への振替高		921		1,115	
仕掛品期末たな卸高		4,438		4,546	
当期製品製造原価		26,351		27,014	

(原価計算の方法) 個別原価計算を採用しております。

材料費、直接経費は実際原価をもって賦課しております。

労務費、製造間接費は直接作業時間を基準として予定配賦率で配賦し、予定額と実際額との差額については、期末において原価差額の調整を行っております。

(注) 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
補修工事費	285	184
有形固定資産	267	475
販売費及び一般管理費	362	453
その他	6	1
計	921	1,115

上記の補修工事費は、期中において主として製品の引渡後の保証期間内の補修に要した費用であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,831	7,831
当期末残高	7,831	7,831
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	12,425	12,425
当期末残高	12,425	12,425
その他資本剰余金		
当期首残高	576	576
当期変動額		
自己株式の処分	0	12
当期変動額合計	0	12
当期末残高	576	563
資本剰余金合計		
当期首残高	13,001	13,001
当期変動額		
自己株式の処分	0	12
当期変動額合計	0	12
当期末残高	13,001	12,988
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,957	1,957
当期末残高	1,957	1,957
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	1,690	1,370
当期変動額		
配当準備積立金の取崩	319	-
当期変動額合計	319	-
当期末残高	1,370	1,370
研究開発積立金		
当期首残高	5,400	5,400
当期末残高	5,400	5,400
為替変動積立金		
当期首残高	2,000	2,000
当期末残高	2,000	2,000
株式消却積立金		
当期首残高	6,000	6,000
当期末残高	6,000	6,000
買換資産圧縮積立金		
当期首残高	974	963
当期変動額		
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加	-	79
買換資産圧縮積立金の取崩	11	11
当期変動額合計	11	68

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期末残高	963	1,031
別途積立金		
当期首残高	22,161	6,710
当期変動額		
別途積立金の取崩	15,451	-
当期変動額合計	15,451	-
当期末残高	6,710	6,710
繰越利益剰余金		
当期首残高	15,446	572
当期変動額		
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加	-	79
買換資産圧縮積立金の取崩	11	11
配当準備積立金の取崩	319	-
別途積立金の取崩	15,451	-
剰余金の配当	319	383
当期純利益	556	2,073
当期変動額合計	16,018	1,621
当期末残高	572	2,193
利益剰余金合計		
当期首残高	24,737	24,974
当期変動額		
剰余金の配当	319	383
当期純利益	556	2,073
当期変動額合計	236	1,689
当期末残高	24,974	26,663
自己株式		
当期首残高	7,852	9,152
当期変動額		
自己株式の取得	1,300	0
自己株式の処分	0	38
当期変動額合計	1,300	37
当期末残高	9,152	9,114
株主資本合計		
当期首残高	37,716	36,653
当期変動額		
剰余金の配当	319	383
当期純利益	556	2,073
自己株式の取得	1,300	0
自己株式の処分	0	25
当期変動額合計	1,063	1,714
当期末残高	36,653	38,368

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,108	1,511
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	403	53
当期変動額合計	403	53
当期末残高	1,511	1,565
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	19	80
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99	98
当期変動額合計	99	98
当期末残高	80	17
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,127	1,431
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	303	151
当期変動額合計	303	151
当期末残高	1,431	1,582
新株予約権		
当期首残高	50	71
当期変動額		
新株予約権の発行	20	19
新株予約権の行使	-	23
新株予約権の失効	-	1
当期変動額合計	20	4
当期末残高	71	66
純資産合計		
当期首残高	38,895	38,156
当期変動額		
剰余金の配当	319	383
当期純利益	556	2,073
自己株式の取得	1,300	0
自己株式の処分	0	25
新株予約権の発行	20	19
新株予約権の行使	-	23
新株予約権の失効	-	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	303	151
当期変動額合計	738	1,861
当期末残高	38,156	40,017

【重要な会計方針】

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 2 デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
製品・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物・構築物
当社が相当と認めた耐用年数（2年～50年）による定額法
機械及び装置
当社が相当と認めた耐用年数（9年）による定額法
その他の有形固定資産
法人税法に規定する耐用年数（2年～20年）に基づく定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (5) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。
 - (6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。なお、確定給付企業年金制度については当事業年度末において前払年金費用となっており「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。
- 6 収益及び費用の計上基準
売上高及び売上原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性がみとめられる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約及び通貨オプション

(ヘッジ対象) 外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等に関する会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

「立替金」は、資産合計の100分の1超となったため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた629百万円は、「立替金」483百万、「その他」145百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	173百万円	173百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもの以外で、主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産		
売掛金	6,697百万円	6,830百万円
未収入金	6	305
立替金	483	657
流動負債		
買掛金	811	1,132
未払金	101	401
前受金	933	198

3 将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
仕掛品に係るもの	81百万円	-百万円

4 事業年度末日満期手形等の会計処理

事業年度末日の満期手形及び一括支払信託等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形、一括支払信託等債権(未収入金)及び一括支払信託債務(未払金)が当事業年度末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	-百万円	40百万円
未収入金	-	15
未払金	-	663

5 偶発債務

保証債務

次の連結子会社の銀行取引(営業取引・信用状取引)に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
アイダS.r.l	10,827千ユーロ 1,272百万円	21,101千ユーロ 2,315百万円
アイダアメリカCORP.	907千米ドル 75	- -

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係る主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	12,885百万円	14,462百万円
製品売上原価(仕入高)	4,307	5,964
販売費及び一般管理費	98	131
固定資産賃貸料	109	109

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりま
す。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	129百万円	152百万円

3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	236百万円	351百万円

4 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48.5%、当事業年度51.0%、一般管理費に属する費用のおおよ
その割合は前事業年度51.5%、当事業年度49.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
給料及び手当	904百万円	1,088百万円
賞与	104	98
賞与引当金繰入額	111	189
退職給付費用	108	106
福利厚生費	168	206
販売手数料	130	141
広告宣伝費	34	183
旅費交通費	134	178
通信費	40	56
賃借料	106	92
保険料	99	121
減価償却費	337	327
租税公課	107	175

5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
一般管理費	705百万円	469百万円
当期製造費用	323	374
計	1,029	844

6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
機械及び装置	18百万円	19百万円
その他	0	
計	18	19

7 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
機械及び装置	0百万円	-
計	0	-

8 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物	1百万円	3百万円
機械及び装置	1	43
工具、器具及び備品	0	6
計	3	53

9 減損損失

- (グルーピングの方法) 当社は、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。
- (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額等により算定)により算定しております。
- (経緯) 当社の保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

用途	種類	場所	金額
遊休土地	土地	英国ダービー市	7百万円
合計			7

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

用途	種類	場所	金額
遊休土地	土地	英国ダービー市	20百万円
遊休施設	建物	神奈川県相模原市	4
	土地		6
合計			31

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,300,323	3,266,665	1,020	18,565,968

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

市場買付けによる増加 3,264,800株

単元未満株式の買取りによる増加 1,865株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 120株

株式給付信託(J-E S O P)の給付による減少 900株

(注)自己株式数については、平成23年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,399,100株を自己株式数に含めております。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,565,968	847	78,134	18,488,681

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 847株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 34株

株式給付信託(J-E S O P)の給付による減少 2,100株

新株予約権の権利行使に伴う自己株式充当による減少 76,000株

(注)自己株式数については、平成24年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,397,000株を自己株式数に含めております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引
 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に生産設備(機械及び装置)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	147	102	44
ソフトウェア	135	99	36
合計	282	202	80

(単位：百万円)

	当事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	105	85	20
ソフトウェア	117	106	10
合計	223	191	31

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	49	27
1年超	31	3
合計	80	31

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	55	49
減価償却費相当額	55	49

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	128	128
1年超	224	103
合計	352	232

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は6,217百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は6,217百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	294百万円	348百万円
製品保証引当金	157	162
賞与引当金	180	194
減価償却費	1,104	952
有価証券評価損	44	39
ゴルフ会員権評価損	9	8
長期未払金	106	89
関係会社株式評価損	4,259	3,732
繰越欠損金	3,249	1,888
その他	294	420
繰延税金資産小計	9,701	7,836
評価性引当額	8,735	6,731
繰延税金資産合計	965	1,105
繰延税金負債		
デリバティブ取引	1	11
退職給付引当金	147	120
買換資産圧縮積立金	658	571
その他有価証券評価差額金	995	837
繰延税金負債合計	1,802	1,541
繰延税金資産(負債)の純額	836	435

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	19.3	5.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.7	0.8
住民税均等割	5.5	0.9
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	-	1.1
評価性引当額の増減	132.3	57.0
その他	10.8	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	81.4	13.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.58%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は138百万円減少し、法人税等調整額が19百万円減少し、その他有価証券評価差額金が118百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

「 1 1株当たり純資産額」及び「 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、資産管理サービス株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前事業年度3,399,100株、当事業年度3,397,000株)を自己株式として会計処理していることから、「 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	628.66円	658.62円
1株当たり当期純利益金額	8.80円	34.21円
潜在株式調整後		
1株当たり当期純利益金額	8.79円	34.18円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	38,156	40,017
普通株式に係る純資産額 (百万円)	38,084	39,951
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	71	66
普通株式の発行済株式数 (千株)	79,147	79,147
普通株式の自己株式数 (千株)	18,565	18,488
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	60,581	60,658

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 (百万円)	556	2,073
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	556	2,073
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数 (千株)	63,196	60,614
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)		
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 (千株)		
新株予約権	48	52
普通株式		
普通株式増加数 (千株)	48	52
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 (千株)		
新株予約権		
普通株式	1,697	1,494

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資 有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)マキタ	450,000	1,494
旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	439		
(株)ジーテクト	148,032	366		
オークマ(株)	383,000	261		
(株)エフテック	100,000	172		
(株)牧野フライス製作所	224,009	158		
(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	108		
(株)タクマ	238,000	98		
東芝機械(株)	192,000	80		
日本バルカー工業(株)	330,000	76		
その他 18銘柄	956,804	294		
		その他有価証券計	4,275,645	3,552
		投資有価証券計	4,275,645	3,552

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
		譲渡性預金	-	4,000
		計	-	4,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	15,556	23	(4) 11	15,568	11,608	318	3,960
構築物	1,123	-	-	1,123	1,066	23	56
機械及び装置	3,888	476	185	4,180	2,406	322	1,774
車両運搬具	234	17	6	245	213	9	32
工具、器具及び備品	1,497	100	115	1,483	1,336	55	146
土地	4,475	-	(26) 27	4,447	-	-	4,447
リース資産	1,161	33	16	1,178	239	122	939
建設仮勘定	8	25	8	25	-	-	25
有形固定資産計	27,946	678	(31) 371	28,254	16,871	851	11,382
無形固定資産							
ソフトウェア	633	43	0	676	530	128	145
その他	443	-	-	443	441	10	1
無形固定資産計	1,076	43	0	1,119	972	139	146
長期前払費用	15	15	14	16	-	-	16

(注) 1 当期増加額のうち、主要なものは次の通りであります。

機械及び装置 展示機械製作 476百万円

2 当期減少額のうち、主要なものは次の通りであります。

機械及び装置 展示機械売却 168百万円

3 当期減少額の上段カッコ書きは減損損失額を内書きで記載しており、主要なものは次の通りであります。

建物 所有不動産の減損にともなうもの 4百万円

土地 所有不動産(英国)の減損にともなうもの 20百万円

所有不動産の減損にともなうもの 6百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	27	50	0	-	76
製品保証引当金	388	224	184	-	428
賞与引当金	445	512	445	-	512
役員賞与引当金	9	25	9	-	25
受注損失引当金	154	351	154	-	351

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)	区分	金額(百万円)	
現金	13	預金の種類	当座預金	2,476
			普通預金	1,120
			別段預金	31
			外貨預金	69
		計	3,698	
		合計	3,711	

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
平林工業(株)	258
城山産業(株)	238
古山精機(株)	173
(株)メガテック	81
デルタ工業(株)	56
大石機械(株)	46
その他	676
計	1,532

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成24年 4月1日～4月30日	183
5月1日～5月31日	301
6月1日～6月30日	335
7月1日～7月31日	483
8月1日～8月31日	125
9月1日以降	101
計	1,532

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
アイダホンコンLTD.	1,628
アイダアメリカ CORP.	1,569
アイダグレーターアジア PTE.LTD.	1,084
アイダ S.r.l.	1,033
アイダエンジニアリング(M) SDN.BHD.	961
会田鍛圧机床有限公司	369
その他	4,289
計	10,936

売掛金滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	期末残高 (百万円) (D)	回収率	滞留期間 (A) + (D)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{2}{(B)}$ 12
10,218	34,639	33,920	10,936	75.6%	3.7ヵ月

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

製品

内訳	金額(百万円)
プレス機械及び付属装置	376

仕掛品

内訳	金額(百万円)
プレス機械及び付属装置	4,012
自製部品	108
修理工事	424
計	4,546

原材料及び貯蔵品

内訳	金額(百万円)
購入部品	419
消耗工具	16
その他	0
計	436

関係会社株式

	銘柄	金額(百万円)
	子会社 株式	アイダアメリカ CORP.
アイダ S.r.l.		1,778
アイダエンジニアリング (M) SDN.BHD.		1,735
(株)アクセス		50
アイダグレーターアジア PTE. LTD.		22
その他(2社)		9
計		6,217

保険積立金

内訳	金額(百万円)
終身保険	740
養老保険	717
年金保険	1,724
計	3,182

買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)アクセス	790
オリイメック(株)	212
アイダアメリカ CORP.	191
(株)エーピーシー	112
伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	108
その他	2,182
計	3,597

未払金

相手先	金額(百万円)
みずほ信託銀行(株)	2,717
アイダ S.r.l.	335
相模原市役所	56
相模原社会保険事務所	46
日本GE(株)	32
その他	556
計	3,745

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(注)1, 2 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html
株主に対する特典	なし

(注)1 当社定款の定めにより、当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株式取扱い規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である みずほ信託銀行が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
事業年度 第76期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書
事業年度 第76期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第77期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月9日関東財務局長に提出
第77期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月8日関東財務局長に提出
第77期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月7日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（定時株主総会の決議事項）平成23年7月1日関東財務局長に提出
- (5) 訂正発行登録書
平成23年6月29日、平成23年7月1日、平成23年8月9日、平成23年11月8日、平成24年2月7日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山元 清二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 隆浩

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイダエンジニアリング株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アイダエンジニアリング株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山元 清二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 隆浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。